

【記載例 3】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 2 年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和 2 年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- | | | | |
|-------------------|-------------|----------|----------------|
| 1 「不動産所得」の金額 | | | |
| ・ 「収入金額」 | 17,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 10,000,000円 |
| 2 「給与所得」の金額 | | | |
| ・ 「収入金額」 | 8,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 6,100,000円 |
| 3 給与所得に係る「源泉徴収税額」 | | | 76,000円（年末調整済） |
| 4 「繰越損失額」 | | | △12,450,000円 |

《第一表》

種類	収入	所得	所得から差し引かれる金額	税	その他の
収入金額等	事業業等 ① 17000000			課税される所得金額 (10-11) 又は第 1 表 ① 1060000	
	不動産 ② 8000000			上の ① に対する税額 又は第 2 表 ① 53000	
	利子 ③			配当控除 ② 200000	
	配当 ④			配当等寄附金等特別控除 ③	
	給与 ⑤			住宅耐震改修特別控除等 ④	
	公的年金等 ⑥			災害減免額 ⑤	
	雑業務 ⑦			再建等所得税額 (10-11) 又は第 1 表 ① 0	
	その他 ⑧			復興特別所得税額 (10-11) 又は第 1 表 ① 0	
	総合課税 ⑨			所得税及び復興特別所得税の額 (10-11) 又は第 1 表 ① 0	
	短期 ⑩			外国税額控除 ⑥	
	長期 ⑪			源泉徴収税額 ⑦ 76000	
	一時 ⑫			申告納税額 ⑧ △76000	
所得金額等	事業業等 ⑬ 10000000			第 3 期分の税額 ⑨ 00	
	不動産 ⑭ 6100000			納める税金 (10-11) 又は第 1 表 ① 76000	
	利子 ⑮			公的年金等以外の合計所得金額 ⑩	
	配当 ⑯			配偶者の合計所得金額 ⑪	
	給与 ⑰			専従者給与 (10-11) 又は第 1 表 ①	
	公的年金等 ⑱			青色申告特別控除額 ⑫	
	雑業務 ⑲			雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 ⑬	
	その他 ⑳			未納付の源泉徴収税額 ⑭	
	⑦から⑲までの計 ㉑ 3650000			本年分で差し引く繰越損失額 ⑮ 12450000	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑳ 0000			平均課税対象金額 ⑯	
	小規模企業共済等掛金控除 ㉑ 0000			実効・臨時所得金額 ⑰	
	生命保険料控除 ㉒ 0000			申告期限までに交付する金額 ⑱ 00	
	地震保険料控除 ㉓ 0000			延納届出額 ⑲ 000	
	経費、ひとり親控除 ㉔ 0000				
	勤労学生、障害者控除 ㉕ 0000				
	配偶者、扶養控除 ㉖ 0000				
	扶養控除 ㉗ 0000				
	基礎控除 ㉘ 0000				
	⑲から㉘までの計 ㉙ 2590000				
	雑損控除 ㉚				
	医療費控除 ㉛				
	寄附金控除 ㉜				
	合計 (20+21+22+23) ㉝ 2590000				

⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略することができます。

申告書 B 第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和 2 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は、①欄から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額(16,100,000円)から「措法 41 の 5 による繰越損失額」(△12,450,000円)を差し引いた残額(3,650,000円)を記載します。